

様式第 1 号 (第 3 条関係)

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	防災管理の定期点検報告の特例認定		
根 拠 法 令 名	消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)	(条項) 第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 3 第 1 項	
基 準 法 令 名	消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号)	(条項) 第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 3 第 1 項 第 51 条の 16	
所 管 部 署	消防局	予防課	設備係
標 準 処 理 期 間	3 0 日	法 定 処 理 期 間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 消防法 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 全部記載 一部・項目のみ記載</p> <p>消防法 (以下「法」という。) 第 3 6 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 1 項各号に掲げる要件を満たすことを基準とする。その内容は次のとおり。</p> <p>申請者が建築物その他の工作物の管理を開始した時から 3 年が経過していること。</p> <p>過去 3 年以内において法第 5 条第 1 項、法第 5 条の 2 第 1 項、法第 5 条の 3 第 1 項、法第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、法第 8 条の 2 の 5 第 3 項又は法第 1 7 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項又は法第 3 6 条第 1 項において準用する法第 8 条第 3 項若しくは第 4 項の規定による命令 (当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。) がされたことがなく、又はされるべき事由が現にないこと。</p> <p>過去 3 年以内において法第 3 6 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定による取消しを受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと。</p> <p>過去 3 年以内において法第 3 6 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による点検及び報告がされていること。</p>			

過去3年以内において法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による報告について虚偽の報告がされたことがないこと。

過去3年以内において法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検の結果、防災対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがないこと。

建築物その他の工作物について、この法律又はこの法律に基づく命令に遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。

なお、「点検基準」の詳細については、消防法施行規則第51条の14、防災管理の点検基準に係る事項等を定める告示（平成20年消防庁告示第22号）及び消防法施行規則第51条の14で定める点検基準に係る点検要領等について（平成21年消防予第37号）に定められており、それらが記された図書は、所管課において備えおく。

参 考

（根拠法令等）

法第36条第1項

第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、第8条第1項から第4項までの規定中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、同条第1項中「、政令」とあるのは「、火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令」と、「消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上」とあるのは「避難の訓練の実施その他防災管理上」と、同条第4項、第8条の2第1項及び第8条の2の2第1項中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項中「火災の予防に」とあるのは「火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減に」と、「、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上」とあるのは「その他火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のために」と、同項、同条第2項及び第8条の2の3第1項第2号二中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と、同号イ及び同条第6項第2号中「又は第17条の4第1項若しくは第2項」とあるのは「、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項」と読み替えるものとする。

法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項（読み替え後）

消防長又は消防署長は、前条第1項の防火対象物であって次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。

申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。

当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。

イ 過去3年以内において第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあること。

ロ 過去3年以内において第六項の規定による取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。

ハ 過去3年以内において前条第1項の規定にかかわらず同項の規定による点検若しくは報告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。

ニ 過去3年以内において前条第1項の規定による点検の結果、防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。

前号に定めるもののほか、当該防火対象物について、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。

規則第51条の16第1項

法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号の総務省令で定める基準は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第2項に規定する消防長又は消防署長の検査において、第51条の14に規定する基準に適合していることとする。

審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。